

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山口県大島郡周防大島町

2 構造改革特別区域の名称

周防大島ワイン・リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

山口県大島郡周防大島町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

周防大島町（以下「本町」という。）は、山口県東南部に位置し、総面積 138.09 km²と瀬戸内海で 3 番目の島嶼面積を有し、大島瀬戸を渡る大島大橋によって本土と連結している。

山口県の県政運営の指針となる「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」において山口県は、美しい多島美と温暖な気候に恵まれた瀬戸内海沿岸地域と広島都市圏域、松山都市圏域との広域的な交流連携を担う町として、その優れた面を県づくりに積極的に活かしていく必要があるとしていることから、スポーツ合宿や体験型修学旅行の誘致にも積極的に取り組み、観光交流人口 100 万人の目標を達成したところであり、今後は交流から定住に繋がる施策の熟度を高めている。

地勢は、全般的に山岳起伏の傾斜地で、島の中央部に 600m 級の山々が連なり、海岸部に狭隘な丘陵地が広がる程度で、大半を山地が占めている。

(2) 気候

四季を通じて比較的温暖で、年間平均気温も 15 度を超えている。雨が少なく、冬でも晴天の日が多く、降雪・積雪もほとんどないため、特に高齢者にとって暮らしやすい地域となっている。

(3) 人口

本町の人口は、昭和 35 年には 49,739 人だったが、令和 2 年 5 月の住民基本台帳上の人口では、15,547 人と 68.7%の減少となっており、14 歳未満では 958 人、15 歳～64 歳では 6,200 人と各層において減少の一途をたどり、少子化対策として人口減少の歯止めが重要な課題となっている。

一方、平成 27 年国勢調査における高齢化率は 51.9%（令和 2 年 4 月末における高齢化率は 53.9%）となっており、全国 26.6%、山口県 32.1%と比較しても高齢化の進行が顕著な超高齢社会を形成しており、高齢者の自立・医療・介護に対する支援が街づくりの重要な要素となっている。

(4) 産業

本町の平成27年現在の就業者（15歳以上）は、第1次産業就労者数1,609人（23.2%）、第2次産業就労者数1,019人（14.7%）、第3次産業就労者数4,309人（62.1%）となっており、山口県の中でも第1次産業就労者数の割合（山口県4.7%）が高く、農林水産業の盛んな地域と言えるが、第2、第3次産業との所得格差が大きくなるに伴って、若者の第1次産業離れによる第1次産業人口の減少が顕著となり、一方で第3次産業は増加傾向にある。

農業に関しては、温暖な気候のもと、温州みかん、イヨカン等の柑橘類の果樹を中心に水稲、野菜、花き、畜産などの生産が行われてきた。しかし、就業者の高齢化や後継者不足に加え、農産物価格の低迷から生じる生産意欲の減退等により、耕作放棄地が増大している。

平成30年の第44回構造改革特別区域認定後、本地域では新たに40歳以下の5人が就農し、交流から定住への成果が表れており、更なる就農促進に向けた体制の構築と情報発信を強化している。

（5）規制の特例措置を講じる必要性

本町は、基幹産業である農業が盛んな地域であり、県内最大の柑橘産地として地域経済を支えてきた。しかし、人口流出による後継者不足や農業従事者の高齢化などにより、年々総生産量は減少し、また、それに伴い耕作放棄地が増加している。

しかし、ここ数年は町内外からの新規就農者も増えてきており、柑橘の他にぶどうなどの果樹栽培での就農者が少しずつではあるが定着をしている。また、6次産業に取り組む者も増えてきており、町内の特産品を使用した加工品が数多く販売されている。

こうした中で、平成28年4月に策定した周防大島総合計画・後期基本計画の中では、農林業の振興として、主要農産物である柑橘栽培へのてこ入れと共に、本町での栽培に適する新しい農産物の開発を進めるとともに、特産品を使用した6次産業化を推進することとしており、新たな特産品の開発を支援するためにも、規制の特例措置を講じる必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町は農業・漁業を主とした第1次産業が中心で特に農業では基幹作物として柑橘が主体であり、山口県産の8割を生産している。しかし、高齢化の進行や担い手不足により、昭和50年代初頭には8万トンあった出荷量は5千トンにまで減少しており、それに伴い耕作放棄地が増加するなど、農地の荒廃化が進んでいる。

こうした中で、周防大島町では町・JA山口県周防大島統括本部とで設置した周防大島担い手支援センターにおいて新規就農者の受け入れを積極的に行っており、柑橘栽培だけでなくぶどう栽培や養蜂など幅広い作目での新規就農者が農業経営を開始している。

特に梅、かぼす、ブラッドオレンジ、ゆず、ライム、ゆげひょうかん、ブルーベリーについては、ジャム加工を主体とする6次産業事業者が各作目を1～4トン以上取り扱っているため、生食以外の用途幅を広げており、新規就農者だけでなく地元の柑橘農家も取り組み、新たな地域の特産作物として定着してきている。

この度の規制の特例措置が適用されることにより、本町の特産物を使用した果実酒又はリ

キュールを製造・販売することにより、地域の新しい特産品が生まれるだけでなく、地元食材の魅力の向上や特産物栽培の普及による耕作放棄地の解消や新規就農者の増加も見込まれる。

平成 30 年の第 44 回構造改革特別区域認定後、本地域では本特例措置を活用したワインが新たな特産品として認知されてきており、新規就農者の増加や遊休農地の解消などの農業振興効果が表れてきているが、更に特例措置を活用した地域農産物のブランディングにより産業振興を図る。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用することにより、本町の特産物を使用した果実酒又はリキュールの製造が小規模でも可能となり、付加価値商品を作ることによる農家所得の向上や周防大島みかんをはじめとする周防大島産の食材の魅力向上を図ることができる。また、小規模での製造が可能となることにより、新規就農希望者の選択肢が増えることにより新規就農の促進も図ることができ、定住促進や耕作放棄地解消を目指すとともに、本町総合計画で掲げるまちづくりの 3 つの目標「元気のあるまちづくり」、「にこにこのあるまちづくり」、「安心のあるまちづくり」の一つである「元気のあるまちづくり」を目指していく。

平成 30 年の第 44 回構造改革特別区域認定後、本地域では地元特産物を原料としたワインへの関心が高まっており、希少性も相まって付加価値商品となっている。地域性・多様性・個性を表現したワイン・リキュールの製造により、輸出やインバウンドを視野にいたした更なる持続可能な地域産業の伸長を促進する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、町の特産品に地元で生産した農産物を使用した果実酒などが加わることで、既存農家の生産意欲の向上に繋がるとともに、これから農業に参入しようとする新規就農希望者にとっても新たな選択肢が増えることにより、より多くの新規就農が期待できる。

また、町の特産物を使用した果実酒などを町内の道の駅やホテル、民宿などで販売することにより、今までとは違う層の観光客が期待でき、都市との交流人口の増加をはじめ、農業と観光業の連携による地域活性化を図ることができる。

さらに、本計画の実施により製造した果実酒などを全国に PR することにより、既存の周防大島産食材の魅力の向上につながり、地域資源の活性化を図ることができる。

平成 30 年の第 44 回構造改革特別区域認定後、本地域での特産酒類の売上は 11,810 千円の経済効果を上げており、更なる地域資源の活性化と経済循環を図っていく。

【経済的社会的効果の実績及び目標指標】

項 目	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特産酒類（果実酒） 製造事業者数	1 件	1 件	1 件	1 件
果実酒製造数量	4.6 キロリットル	8 キロリットル	10 キロリットル	12 キロリットル
特産酒類（リキュール） 製造事業者数	—	1 件	1 件	1 件
リキュール製造数量	—	1 キロリットル	2 キロリットル	3 キロリットル

8 特定事業の名称

709（710，711）特産酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

709（710，711）特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、温州みかん、中晩かん、その他の中晩かん、不知火、せとみ、南津海、レモン、イチジク、イチゴ、梅、かぼす、ブラッドオレンジ、ゆず、ライム、ゆげひょうかん、ブルーベリー又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

山口県大島郡周防大島町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、温州みかん、中晩かん、その他の中晩かん、不知火、せとみ、南津海、レモン、イチジク、イチゴ、梅、かぼす、ブラッドオレンジ、ゆず、ライム、ゆげひょうかん、ブルーベリー又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために特産酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本町が地域の特産物として指定した農産物（ぶどう、温州みかん、中晩かん、その他の中晩かん、不知火、せとみ、南津海、レモン、イチジク、イチゴ、梅、かぼす、ブラッドオレンジ、ゆず、ライム、ゆげひょうかん、ブルーベリー又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒にあつては2キロリットル、リキュールにあつては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、特産物を使用した6次産業化を推進し、新たな特産品の開発や地域ブランド

の創出にもつながり、地元生産物の魅力の向上や農業生産の拡大などの地域農業の活性化、都市部との交流の活性化、新規就農者の増加による定住促進にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本町は無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。